

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 6 号

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成 2 4 年瀬戸市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(10)まで <省略> (11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 建設業法施行令<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(10)まで <省略> (11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 建設業法施行令<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。